

第4回滋賀県行政経営改革委員会会議録

- 1 日時： 平成21年8月10日(月) 9:00~12:00
- 2 場所： 滋賀県公館
- 3 議題： (1) 外郭団体および公の施設の見直しに関する提言について
(2) 次期行政改革の方針の策定について
(3) 専門部会の設置について
- 4 出席委員： 大道委員長、岩根委員、小川委員、北村委員、小久保委員、柴崎委員、中井委員、新川委員、西尾委員、野村委員、別符委員、松元委員
- 5 資料： (1) 外郭団体検討シート
(2) 公の施設検討シート
(3) 外郭団体および公の施設の見直しに関する提言(案)
(4) 次期行政改革の方針の策定
(5) 滋賀県行政経営改革委員会設置要綱

6 会議概要

(1) 開会

知事あいさつ

今回、第4回の滋賀県行政経営改革委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には何かとご多用のところ、また本日、大変お足元の悪い中、早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

平素は、本県行政の各般にわたりまして格別のご理解ご協力をいただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

さて、7月2日に大道委員長から、行財政改革に関する提言を頂きました。この提言の中では大変重要なお指摘を頂いております。まず1点目は県の役割にふさわしい政策の絞り込みや効率的な組織を構築するために議論を深めること、2点目は県民生活のセーフティネットを守りながら歳出削減をなお一層進めること、3点目は県民の負担を含めた財源の確保も検討すること、そして4点目ですが、地方交付税の充実や国からの税財源の移譲などを強く国に要請することなどを盛り込んでいただきました。いずれも大変時宜を得たものでありまして、厳しい行財政改革を進めなければならない中で、大変心強く感じております。頂きましたご意見につきましては真摯に受け止めさせていただく中で、毎年230億円から470億円に上る財源不足の対応につきましては、一層の歳出削減を進めることといたしまして、現在庁内の経営会議等で議論するなど、取組を進めております。また、地方交付税の充実や国からの税財源の移譲などにつきましても、7月14、15日に開催されました全国知事会の場で議論をしております。また、知事会としてもこれまでのように、ある意味で、要望、お願いではなく、政治的パワーを確実に発揮するようというところで、今回の衆議院選の各政党のマニフェストの内容についてチェックをさせていただき、政策評価をさせていただくということで、8月の7日に全国知事会が三政党に対しての一種の聞き取りの会を持ちまして、その結果を8月8日に出させていただきました。特にその中では、税源、財源、権限の移譲と合わせて、この国の形をどうもっていくのか、地方分権、地域主権などの大きな話題についても検討させていただきました。全体

としては自民党、公明党、民主党、3党あまり差がないという状態でございます。方向として地域主権なり、地方分権が大きく進むのではないかと知事会としては期待をしております。それが具体的にどのようにそれぞれの政策に反映できるかどうかはまだ未知数ではございますけれども、期待をしながらこれからの流れについて考えていきたいと思っております。

本日の委員会、外郭団体及び外郭団体の見直しについてでございますが、昨年の11月に設置いただきました専門部会において、この間集中的にご検討いただきまして、部会でまとめられた提言案について審議をいただくことになっております。部会、小委員会それぞれ十数回の会議を持たれ、熱心にご検討いただいたところでございまして、携わられた委員の皆様には大変お忙しいところ、誠にありがとうございました。本日は、この現行の「新しい行政改革の方針」が来年度で期限が切れることから、次期行政改革の方針の策定についても検討に入りたいと考えております。この件につきましてもよろしくご審議の程お願いいたします。少し長くなりましたけれども、委員会での活発なご議論をお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長あいさつ

それでは、早速ですが、第4回の委員会を始めさせていただきます。一言開会にあたりましてご挨拶申し上げます。昨今の経済の状況につきましては皆さんご高承の通りかと思っておりますが、内閣府なり日銀が発表されております経済指標を見る限りにおいては、大企業において持ち直し、あるいは底入れが感じられるということ、あるいはまた、先月28日に県の商工観光労働部からも、厳しい状況が続いているけれども下げ止まりつつあるということで、県内においても判断がされております。しかしながら中小企業等におきましては、いよいよこれからが正念場という厳しい状況も聞いておりますし、それからまた、直近の雇用情勢等を見てみますと、先月31日に発表された県内の有効求人倍率は0.34ということで、さらに悪化しております。ということからも最終消費動向等を勘案いたしますと、今後とも厳しい状況が続くのではないかと考えるところでございます。そのような中で、今ほど知事さんからございましたけれども、今後10年、毎年230億円から470億円の収入不足、財源不足が見込まれるという厳しい財政状況をお聞かせいただく中で、7月2日に、県に対しまして行財政改革に対する提言を出させていただきました。より一層の行政改革を求めたものであります。今後とも委員会といたしまして、県の行財政改革の進展に資するように、いっそう議論を深めて、必要な意見等を発信してまいりたいと考えております。

本日の委員会におきましては、これまで専門部会、小委員会で外郭団体および公の施設の見直しにつきまして、ご審議をいただいておりますので、その報告をいただいて、それを踏まえて本委員会として県に対し提言を出したいと考えております。本日まで大変多くの回数の会議をもっていただき、また現場にも行っていただいて、ご検討を賜りましたB委員をはじめ、委員の皆様方に厚く御礼を申し上げますとともに、中身につきましては、かなりご苦労いただいて、ご決断いただいたと拝察いたします。私も事前に中身を見まして、これはえらいときに行政改革委員長を仰せつかったなと、誰か変わって欲しいなと思うようなところでございます。そういう中で、本日提言を詰めていただくわけでございますので、委員会の方々のご意見ということだけでなく、本委員会全員の気持ち、総意でもって決めてまいりたいと考える

ところでございます。

予定時間が3時間と非常に長丁場になりますが、肩の力を抜いて、忌憚のない率直なご意見をお聞かせいただきたいですし、それなりの覚悟をもって決めていくべき問題かとも考えますので、よろしくご協力お願いしたいと思います。そういうことで開会のあいさつとさせていただきます。

<事務局より会議日程、資料について説明>

(2) 議題1 外郭団体および公の施設の見直しに関する提言について

<事務局より外郭団体および公の施設の概要について資料1、2により説明>

委員長： 只今の説明の中でももう少し詳しく聞きたい点やよく分からない点など、質問やご意見はございませんか。

A委員： 公の施設検討シートの中で、いくつか「行政経営改革の方針」の欄に記載のある団体は、今回の委員会ではなく、以前のという意味ですか。

事務局： そうです。

委員長： ちなみにこれはいつ頃ご検討いただいたものですか。

事務局： 今現在の行革方針が平成20年から22年までのものでございまして、20年の時に実施計画を策定いたしました。その際に反映をしているか、していないかというところが、この欄でございまして、たとえば1ページの男女共同参画センターですと、今現在の実施計画の中に、このセンターを見直すという項目はないということでございます。

委員長： それでは去年の3月までに一旦締め切っていたいただいたときの新しい見解ということですね。

事務局： ただ、実施計画は、もう2年さかのぼって策定しています。

委員長： その他よろしゅうございますか。それでは新川部会長から見直し等に関する提言案についてご説明をお願いします。

B委員： それでは外郭団体の検討の結果、公の施設の見直しについての提言案についてご紹介をさせていただきます。資料3お手元でございますが、これも既に見ていただいていると思いますので、簡単にご紹介をさせていただきたいと思います。先程もございましたように、外郭団体の検討では31団体につきまして検討させていただきました。この提言の中では視点のようなものを、お手元の資料で言いますと2ページ目から5ページ目にかけて、どんな観点で考えていったらいいかということについて書いております。基本的に3、4点にまとめてお話しをしますと、一つは本当に県民にとって必要な団体なのかどうかということを考えました。それから、これも僭越な話かもしれませんが、県として政策的に本当に優先順位が高いのだろうかということを考えさせていただきました。それから大きな3つ目は、やはり現在の経済情勢、そして今後想定される厳しい財政状況の中で、合理性、あるいは効率性ということを考えていけないといけない、そういう視点を入れさせていただきました。それから大きな4点目は特に公益法人につきましては、ご承知のとおり

大きな制度改革がございました。これも重要な考慮要因ということで入れさせていただいています。

こういうものに基づきまして、具体的な見直しを5ページ目以下で入れさせていただいています。少し検討シートの順番と違って見にくくございますが、お手元の提言案に従いまして説明をさせていただきたいと思えます。

5ページ目のところにまず廃止ということで、一番ショックの大きそうなもの、ただ、中身を見ていただきますと、これだけかという議論もあるかもしれませんが、びわ湖空港整備基金、滋賀県下水道公社、糸賀一雄記念財団、滋賀県住宅供給公社、この4団体につきましては廃止という方向でいかがかという提案にさせていただいています。いずれもここにあるとおりの理由で、ある意味では事業の目的は、既に達成されている部分もあるのではないかと、ということでございます。

6ページ目(2)に統合とございます。これにつきましては、その趣旨目的からいたしまして、他の団体と統合することで、より効果的、また効率的に業務の目的を達成できるのではないかと、ということで、滋賀県文化事業団につきましてはびわ湖ホール、滋賀県障害者雇用支援センターにつきましてはすでに同様の使命を持っております団体がございまして、統合をしてはどうかというご提案でございます。

それから縮小ということでございますが、(3)のところでは、土地開発公社、消防協会、動物保護管理協会、農林漁業後継者特別対策基金、建設技術センター、体育協会でございます。実は、この中には少し性質の違うものも混じってございます。事業そのものの必要性がだんだんなくなってきているところと、もう一方では、法令でこうした施設、団体の設置が義務付けられているところがございます。それらにどう対応していくのかということも含めて、ここでは、まずそれぞれの機能を必要最小限度に縮小していったらどうかということで、将来的には団体の廃止、あるいは、そもそものあり方も見直していただきたい。そういう趣旨でございます。なお、もう一方では、県として独自にやる必要があるのかどうかということについては、土地開発公社、建設技術センターにつきましては、ある程度将来的に廃止も含めて検討する対象になるのではないかと考えております。

(4)の自立性の拡大ですが、こちらがある意味では、今回の公益法人改革に基づきまして、将来において、特に財団法人、社団法人につきましては、公益社団、公益財団というものが設けられ、新たな制度のもとで自主的、自立的に事業展開をしていかれる。そういうものを本来の公益的な団体として考えていきたいと思いますという制度改革がございました。それに基づきまして、むしろ各団体におかれましては、自立性をもっともっと発揮していただいて、しかし、県としては、極力関与を小さくし、県の負担も軽くするというところで考えてはどうか、とういことで、淡海文化振興財団、びわ湖ホール、国際湖沼環境委員会、社会福祉事業団、産業支援プラザ、びわこビジターズビューロー、陶芸の森、国際協会、水産振興協会、暴力団追放推進センター、こういったものを挙げさせていただいています。

8ページ目、経営改善ということで、3団体を挙げています。それぞれの活動についてその経営の仕方、運営の仕方についてさらなる改善が必要だろうということで、効率化を進めていただきたいという趣旨で、緑化推進会、道路公社、文化財保護協会を挙げております。若干ここもニュアンスの違いがありまして、特に、緑化推進会の場合には、今後、

募金の有効活用ということが問題になりそうだと、道路公社の場合には、それぞれの有料道路の計画期間終了がありますので、その後も見据えて公社のあり方を考えて検討していただきたいということもごさいます。文化財保護協会は、本来の業務と後の施設の問題との関係もごさいますが、経営の改善ということに積極的に取り組んでいただきたいという趣旨でごさいます。

それから、(6)で抜本的経営見直しということていくつかの団体があがってごさいます。これもある意味では廃止に相当するような非常に大きな改善をお願いしないといけない、そういう項目でごさいますが、あえて経営改善という観点で一番最後に出させていたでております。抜本的経営見直しといたしましては、環境事業公社、造林公社、びわ湖造林公社、食肉公社、食肉市場でごさいます。これらにつきましては、今後、非常に大きな県の財政負担が見込まれるということがごさいます。いずれの事業も本来であれば、それぞれの事業が収益等を合わせまして、収支がバランスをするはずの団体でごさいました。残念ながらその見通しが全く立たない状況になってきているというのがこの5つの団体でごさいます。従いまして、廃止と言い切れない事情はそれぞれご覧いただければおわかりの通り、特定調停等その他の様々な事情がごさいますけれども、これらについては今後抜本的な経営見直しが必要だろうという趣旨でごさいます。

さて、全体といたしまして今回の外郭団体の経営見直しということにつきましては、やはり、9ページ目、10ページ目で触れさせていただいておりますとおり、その組織や財政面につきまして自立的、自主的な経営を進めていただきたいということ、経営計画を具体的に出していただかないと、どうにもならない。これは部会での議論のなかでも何度か出てきた点でごさいます。合わせて経営評価がきちんとされていないのではないかとのご指摘もいただきました。ともあれ各団体の経営状況につきまして、情報公開が必須でごさいますし、合わせて定期的な見直しも必要だろうということをご指摘させていただいております。

10ページ目の終わりから11ページ目にかけては、この見直しを進めるに当たりまして、いくつか指摘をしておきたい点を併せて申し上げさせていただいております。1点目は、11ページ目の上の方にごさいますが、法令等で各都道府県に設置をすることにされている団体がごさいます。国のほうでも公益法人改革の中で当面問題になってきそうないろんな団体がそこにあがってごさいますが、こういうもののあり方については、国全体での制度改革も併せて考えていただきたいという趣旨でごさいます。(2)のところでは、先程来触れておりますとおり、公益法人制度改革への対応ということでごさいます。(3)のところでは、特にそれぞれの団体で雇用の問題がごさいます。県が関与してこれまで設置をしてきたという経緯もごさいます。このあたりについての配慮も求めているところでごさいます。今後の進め方については、(4)のところ、今回の提言にとどまらず、さらに積極的に改革を進めていただきたい、そういう趣旨も込めて書かせていただいております。

引き続きまして公の施設の見直しに関する提言について簡単に紹介させていただきます。こちらの方は北村先生を中心に同様にご審議をいただいております。大きくいえばこちらの見直しの視点も、県として当初これらの施設を設けた目的が未だに必要で、県民のためになっているか、今後もなり続けるか、こういうところを念頭に置いて検討さ

せていただきました。併せて仮にそうした目的に合致し、今後も必要とされているにしましても、その施設の現在での運営の状況が本当に目的に沿って適切に機能しているのかどうか、うまく運営がされているのかどうか、こういう点をご検討いただきてきたということでございます。そうした観点から 13 ページ目以下で、公の施設につきましても具体的な施設としての必要性という観点、各施設の効率性や有効性、また施設の管理運営という観点から、いくつかの改善のポイントを盛り込ませていただいております。

簡単に個別にお話ししますと、13 ページ目、必要性という観点から、Aとして、廃止を提案している7施設がございます。滋賀会館、しが県民芸術創造館、県民交流センター、水環境科学館、虎御前山教育キャンプ場、アーチェリー場、琵琶湖文化館でございます。それぞれ施設の老朽化や、市町、民間の代替施設があるといった観点で廃止と提案させていただいております。続きまして、14 ページ目のBのところ、移管や売却を考えてもよいのではないかとこの施設でございます。キャンセの森、朽木いきものふれあいの里センター、以下 15 ページのライフル射撃場までの施設でございます。それぞれにつきまして、利用の対象になっておられる県民の方々が比較的限定されている場合、あるいは県が直接運営するのではなくて、県以外の運営主体であった方が、団体、民間、あるいは市町も含めまして、そのほうがよりよく運営できるのではないかとこの観点、ある意味では、非常に対象地域が特定されている、あるいは機能が特定されているという観点の見直しでございます。それから 16 ページCのところ、抜本的な見直しということがございます。それぞれの施設の機能を抜本的に見直し、一層有効に活用されるように、また、活性化されるように、こういう観点でこのCのところを決めさせていただいております。

続きまして 16 ページの 以下、こちらは施設の目的というよりは現在の効率性や有効性、効果性という観点から見直しが必要ではないかということで掲げさせてもらっているものでございます。16 ページ中絶から下の方で、D、一部閉鎖となつてございます希望ヶ丘文化公園の関係施設ですが、利用状況に差があるということで、必要なところとそうでないところをもっと区分けをしてはどうかという提案でございます。Eのところでは、移転ということで2施設、他の施設との合理的な運用を考え移転をしてはどうかということで、男女共同参画センター、福祉用具センターについて提案をさせていただいております。17 ページは、管理運営の効率性、効果性ということから改善が必要なものを挙げさせていただいております。残りの施設は全部この運営改善のところに入っているという構図になっております。いずれも施設の機能がなかなか発揮されていないこと、また、多額の管理経費等々が掛かってしまうということ、一方ではそれぞれの施設の運営の仕方次第で収入を増やす可能性もあるのではないかとこのことで、びわ湖ホール、文化産業交流会館以下挙げさせていただいております。これらの施設につきましては、必要性というのは認めつつも、管理運営について工夫の余地があるのではないかとこのことでございます。

続きまして、18, 19 ページと、40 の施設、今後の方向性について挙げさせていただいております。最後に公の施設の運営改善に向けてということで、19 ページ目にいくつか取組のポイントを挙げさせていただきます。利用をどう促進をしていくのか、また、収入を確保する必要があるのではないかとこのことで、今後の取組を挙げさせていただいております。またサービスの向上とコストの縮減ということも併せて必要であろうと考えてお

ります。

多くの公の施設が(3)にありますように、指定管理者制度のもとで運用されておりますけれども、これも本当に適切に運用されているのかどうかというモニタリングが必要な段階にきているのではないかということで、このあたりも運用内容の向上ということを挙げているということでございます。なお公の施設の見直しに当たりまして、県として全庁的にしっかりと基準を設けて今後とも進めていっていただきたいということ。さらに今後の県の方針の中で、いっそうの重点化方針等々検討されることもあろうかと思ひますし、環境の変化もさらに今後著しいこともあろうかと思ひます。それらも含めてこの提言にかかわらず、さらなる見直しをお願いをしたい、そういう趣旨でございます。以上、簡単でございますけれども、外郭団体および公の施設の見直しに関する提言内容について報告をさせていただきます。なお、この場をお借りしまして部会に参集いただきました委員の皆様、また、小委員会に参加いただきました委員に改めまして、本当に長い時間ご検討いただきましたこと御礼申し上げます。私からの報告とさせていただきます。

委員長： それでは、みなさんからご意見を頂戴したいと思います。また部会、小委員会にご参加していただいた委員の皆様からの補足説明等でも結構でございますので、何なりとご意見の方、お願いしたいと思います。

C委員： これもだめ、あれもだめ、こんなんでいいのかという感じで拝見させていただきましたが、1点質問したいのは、廃止を仮にすることで決まった場合、よく役所では費用対効果ということをいわれますが、それがどれぐらいの予算の削減になるのか、それが県全体の何%になるのかという試算を、お聞きしたいと思います。

それから全体を拝見させていただいて、実は私、文化振興条例策定の時も委員をさせていただいたのですが、あの時は滋賀の素晴らしさをもう少しなんとか輝くようにしたいということで条例ができたと思ひますが、これを見ているとその条例は本当に飾りものであって、それを推進するための施設もどんどんなくなっていってしまって、果たして滋賀県のスタンスというものが感じられるのかどうかということが気になります。それとやはり、全ての公の施設には専門的な非常に有能な職員がいらっしゃると思ひます。その施設がなくなることによってその知力はどうなっていくのか。もちろん人件費削減等は必要なことと思ひますが、どうしても変えられないところ、それからちょっと虫がいいかなと思うこの文章の内容なんです。今までは公が全部知的財産的なものは囲い込んでしまう要素が多分にあったと思ひます。今になって民間資金の導入をせよというのはおかしいのではないと思ひます。今まで囲い込んだ知的財産をもう少し有効に活用できる方法を、これは今後の話ですが、そういう風にやっていただかないと、単なる施設の老朽化だけでその施設がなくなってしまう、それですむ問題ではないと思ひます。たとえば琵琶湖文化館、ここは国宝級のものがほとんど寄託のはずなんです。県がお持ちだからということでお寺の国宝級のものがそこに収蔵されている。今すぐにといいことではないと思ひますが、行き場がなく、建物だけがなくなってしまうということもものすごく大変なことではないかと思ひます。私の仕事柄ですが、大学がたくさんできて、図書館をはじめ、ネットワークができて、文化的なレベルが非常に上がってきたと思ひます。かつては、本当に文化不毛の地というふうな滋賀県でしたが、それが10年の間に、びわ湖ホールを核とした各地の文

芸会館が閉鎖になってしまった。今度、びわ湖ホールが滋賀会館だとかそういうものと一緒になって活動するとすると、びわ湖ホールは一体何のために造られたのか、びわ湖ホールが本当に担わなければいけないところに他のものが一杯入ってきて、結局のところは方向性のないものばかりできてしまう。例えば安土の考古博物館でも、歴史なら歴史であればいいのですけれど、考古と歴史がつながっている。近代美術館は本当は滋賀県の美術館であって欲しいけれども近代というところがついているので、中途半端になっています。

この中で一番気に入ったことは、横串的な視点でという風には書いていましたけれども、もう少し、今回は致し方ない部分があると思いますし、この廃止に対して異論があるわけではないのですけれども、何かさらなる改善の時に、検討を、もちろん小委員会でいちいち討議された結果がここに出ているのだと思いますけれども、見ていて一抹の寂しさを覚えました。それと県への要望は、知的財産権を有効に使うって欲しい。例えば一つ例を申し上げますと、私は、AKINDO 委員会というのに関わっておりまして、平成3年くらいですが、そこで電通とともにいろんなものの写真ですとか、ビデオですとか書籍とかを作りました。著作権は全部県にいつています。ある時たまたま1か月位前に東京でビデオを見てしまった。なぜこのビデオがここで流れることになったのかということ、それは、民間に県が譲渡した。著作権が県にあったはずなのに民間にそのまま貸してしまったということでした。本当なら著作権を主張すれば、わずかな金額でも何らかの収入になるので、そういうところで、民間の資金を導入するというのではなく、民間の知恵だとか、能力だとか、役所が持っている公的な知恵だとか能力を融合させていかないことには、だんだんだんだんみんなが萎縮してしまう。目的は、すばらしき未来に向かって進んでいく、そのために今我慢しようという視点でお考えいただきたいと思います。

B委員：細かいところは事務局から補足をさせていただくとして、1点目のビー・バイ・シーの問題であります。それぞれの施設については、お手元の資料の検討シートにありますように、それをやめることでいくら節減できるかということは出ておりますが、ただ全部を集計しておりませんし、今回の改革がどこまで、どれくらいの範囲で実行していただけるのかということもありまして、実際に節減される経費については、私どもとしては、トータルではおさえてございません。個別の施設単位でございます。ただ、例えばびわ湖ホールを本当に止めてしまえば、毎年10億円は出さなくてもいい。そのような話でございます。

2点目、特に文化についてご発言をいただきました。ご指摘はその通りかなと思っております。翻って今、本県のおかれている状況の中で、何にどういう風にウェイトを置くのか、どんな資源配分をどのようにしていくのかというご判断をいただくというのが、まず重要かと思っておりますし、その時に、今回の提言が県政の重要度の順番に従って、それとの対応で位置づけられていく、そういう性質のものだと考えております。文化というものにこれから毎年数百億円の債務欠損が出る中で、どういうふうにお金を振り向けていくのか、総合県政でございますので、その中でウェイト付けの問題だと私は考えております。

それから3点目、確かに個別の改革で、一つは、職員の方々、そしてもう一つは、各団体、施設で蓄積されたさまざまなノウハウがございます。私どもその点は大変に気にはな

っていますが、ある種の改革の痛みがどうしても出てくるということは認めざるを得ないと思っております。なお、むしろ団体については、基本的には外郭団体とはいえ、民間の組織でございます。それぞれの団体の自立を併せて求めていくという点については改めて考えをいただければと思っております。その能力をどう活かしていけるのかということが問われているということでもあります。

なお県で困り込んできたというご指摘もございました。ここは逆にこうした外郭団体の見直しや施設の見直しの中で重要なポイントだと思っております。従来は公という言い方で、国、あるいは地方公共団体が公共的なものを全て独占をしてやってきたという経緯がございました。残念ながら今の経済事情、財政事情、制度のありようからすれば、もはやそういうことは今後続けられないということが大前提になってきたというふうに認識はしております。従って、その中で何を県としてやっていかざるを得ないのか、それを選んでいかざるを得ない、そういう状況は、もう致し方ないところではないかというふうに思っております。逆に公共的なところを本当にどういう形で支えるのかということについて議論をするその第一歩が今回の見直しの議論でもあろうかと思っております。要するに行政としてやるべきものの範囲、そして公共的なものではあるけれども、それはむしろ民、それも公益法人という形の外郭団体をたくさん作ってまいりました。それらがもっと県の困り込みではない形で活躍をできるようにしていく、またそうした外郭団体だけではなく、市町あるいは民間のNPO、NGOが活躍をしていけるような、そういう場面を考えていく、そういう時代にきているのではないかというのがここでの基本的な考え方であり、また、翻ってそういう力を発揮していただかなければ県としてこうした施設やあるいは団体をもっと維持することができなくなっているという基本的な考え方でこの議論を進めてきた、ということがございます。このあたりは政策的に何をどう残していくのか、びわ湖ホールの問題、あるいは近代美術館、安土城の博物館の問題、個別には考えなければならぬ点が多々あろうかと思いますが、本当に公共的なものを県だけが支えるのではない、ということをご大きな前提として考えていただきたいということが今回の提案のベースにあるということでございます。計数的なところでもし事務局の方で補足がございましたらお願いしたいと思います。

事務局： 団体につきましては、コストとしてすぐに出てくるということは、なかなか難しいのですが、施設の方は、部会長がおっしゃいましたように、運営費そのものがなくなるということで、その分のコストが当然落ちてまいります。ただC委員がおっしゃいましたように、そこにおられる指定管理であればプロパーの職員のことなど、そういったものは別途検討する必要がありますが、経費の削減そのものは、ストレートに出てまいります。

委員長： 1点目は、私も同じように聞いたのですが、今現在活動しておられる団体ですので、どこまで一割削減できるのか二割削減できるのか、そこは今後の運営を相談する中でということで、今お答えいただいたようなことらしいのですが、民間の資金を利用することについては、できれば存続して民間資金を入れる場合に、一般法人化されるのであれば、そのようなことは可能で、各企業さんの冠イベントであるとか、そういうものを活発にやっていくということであろうかと思いますが、お聞きしていますと、各団体さんのほとんどが引き続き公益法人を目指されるやに聞いていますが、その辺は北村先生どうなん

でしょうか。

D委員： 今の委員長おっしゃったとおりでありまして、今回の公益法人改革は、全体といたしまして、民による公益の増進を図ると、そしてこれまで公益法人に対して行政が過剰に
関与していたシステムを改革して、もう少し民間の市民が市場の知恵を活かしながら公益
を担うことができる形を拡大することによって日本の行政のあり方を変えていこうとい
う発想です。それで昨年12月から財団法人、社団法人の制度が変わった。その前には
NPO法が変わったわけですが、今回の場合には、外郭団体というのは、財団、社
団という名称を持っているものが多くて、これは5年間のうちに一般社団、一般財団に移
行するか、公益社団、公益財団に移行するかということを決めなければなりません。その
場合に今回の法律全体としていくつかの仕掛けがあって、その中で民による公益の増進と
いうことが入っているのですが、公益の認定というのは、これまでは、例えば主務管庁と
いうことで行政が決めていたのですが、それが第三者の公益認定等委員会で審査をしてそ
れを踏まえて、国だったら内閣総理大臣が、県だったら知事が認定をするわけですが、
その際、一番大きいのは、認定の仕組みは第三者の機関が媒介をしているという問題
と、もう一つは税制上の措置を多くうっているわけで、それは3つあって、一つは本来業
務は非課税です。それからそこに入ってくる寄付は、基本的に現在の特定公益増進法人以
上の寄付控除の枠があります。もう一つは収益事業は、いわゆる見なし寄附といって、本
業にそれを寄付した場合に、基本的に見なし寄附ですから、基本的に公益法人の公益認定
を取れば非常に大きな税制上の優遇が得られます。従ってそうすれば、従来、県や市や国
からこういった団体に補助金を受けていたものを、代わりに民間のところから寄付を集め
て、もう一つ、当然、公益認定後も公の補助金が必要であって、それは世界各国のNPO
の状況が示しておりますけども、これまで以上に民間の資金を活用しながら公益的な活動
を行っていく基盤ができるわけです。他方、一般社団、一般財団を選ぶとそれは不可能か
というところではなくて、一般社団、一般財団でも非営利型とすれば基本的に非営利の本
業のところは非課税でありますから、十分に従来の財団、社団と同等の資格を得られると
いう仕組みになっておりまして、そこを十分活用しながら新しい公益法人改革の精神にの
って外郭の団体を公益と一般に振り分ける。そして公益の団体は、一層それにふさわ
しい活動をしてもらおうと。民による公益の増進をしてもらおうと、そういった観点だと思
います。その意味でこの答申の中で公益法人にふさわしいといったのは、公益という資格
を取った場合に、そういった税制上の優遇を受けやすくなって、より多くの民間の資金を
得られやすいという観点なんですけども、一般だからといってそれが難しくなるというわけ
ではなくて、一般でも当然そういった活動をすべきでありますし、一般の非営利型でも十分
な税制上の優遇を受けられますので、そういう中でより一層の自立をした活動ができるの
ではないかと思っております。それから新しい公益法人制度を利用しながら外郭団体の問
題の検討を進めていくということも一つのポイントだと思います。

それから先程B委員長がおっしゃった問題に若干付け加えますと、私も公の施設の問題
を中心に検討させてもらったのですが、いわゆるソフト事業、文化なら文化、福祉なら福
祉、そうしたソフト事業を進めるという施策と施設の整備という問題が一体であったのが、
施策が発展の途上にある場面においては、ソフトとハードが一体となる場合があるのです

が、逆に、ある一定程度のハード事業が整備されてきますと、ハードな施設を、ある意味では統合をしながらソフト事業を進めていくという、そういう転換が必要になってきていて、おそらく今はそういう時期なのではないかという印象を全体を見て持ちました。例えば日本の文化予算という問題を見ますと、80年代に急速に文化予算が進むのですが、その8割が文化ホールなんです。ハードの事業が先行してソフトが遅れるわけです。同じことが福祉の問題や教育の問題でも出てきていて、ある点でハードの事業の整備が行われてくると、もう一回ソフトの事業を集約的に進める場合に、ある意味でハードの施設の統合整理という問題が不可欠になってきていて、そこでソフト事業、ハード事業を進める場合の切り分けみたいなものがどうしても必要になってくる時期があるということが今回の公の施設の問題でいくつか出てきている見直しのポイントなのではないかと思います。

それからいわゆる知的な資産でノウハウの問題をこれまで、行政が独占をしてきたのではないかというご意見は私も同感なのであって、その意味では、それを改めて新しい公益法人制度を使って民間に広く開放していく、あるいは、民間の知恵を活かして知的財産をより活性化していく、そういう時期にきていて、そこは移行期ですから十分な民間の知恵などこれまでどちらかと言えば公が独占してきた知恵が民間の力が発揮できる形で新しい公益法人制度に移行する、そのプロセスはこういった外郭団体の見直しの場合でも、公の施設の場合でも大変大事ではないかと、ここはかなり部会や小委員会でも議論したところではなかったかなと思っております。

委員長： 他の委員さんいかがですか。

E委員： 私もC委員と同様に文化振興条例の委員に入っております、その時は文化振興を図る方たちの思いや熱意を十分理解している上で、一般的な県民の視点としましては、びわ湖ホールに関しましては、その当時から少し違和感がございました。なんでここだけ指定管理も非公募のまま、少しここはお金をかけすぎて触れない、アンタッチャブルだなという印象がどうしてもありまして、今回の案件でもそういう風に挙がっているということで、そう思うと他の団体さんが指定管理でいろいろ危機感を持って取り組んでいるのに比べて、このシートを見せていただいても、もう一つ、危機感が少なく、変わっていきこうという力が若干弱いのではないかなと、託児なども今年度から実施されたということで若干変わってきたのかなと思いつつながら、そのあたりの努力が少し少ないようにも感じております。そうすると、運営団体は、建物は残すとしてもびわ湖ホールではなく、逆に文化振興事業団のほうでびわ湖ホールを運営するという形もあるでしょうし、絶対触れない、ありきということに関して、どこまで県民の理解が得られるのかということは若干不安要素として持っております。

もう一つは、男女参画センターです。使いにくいといって県民交流センターが廃止されるピアザに移すという案があると聞きましたが、使いにくいということで撤退するところに移したらまた使いにくいのではないかと。そうでなくても男女共同参画という分野は一般的には広めにくい分野でありますので、その辺はどうなのかということで、もし移転ということが、これから施設の修繕費が莫大にかかって来るという前提でやむを得ないという場合は、ソフト面とか、県民により、県域でまだまだこの分野に関しては必要なことだと思いますので、一般に広く来ていただけるようなソフト面での充実がより一層必要にな

っているのではないかという思いを持っております。

もうひとつ全体的なことに関して、施設の閉鎖とか移転、縮小というのは県民にとって大変わかりやすい部分であり、インパクトが大きいのではないかと思います。外郭団体に関しては、それ程一般県民に分らない部分が多いかとは思いますが、ですからその中で、前回の委員会でも質問させていただいたのですが、県の財政がここまで危機的な状況になるということに関しては、なかなかまだまだ県民が理解をしていない部分が大変多いと思います。大阪や夕張の例を聞くにしても自分たちの滋賀県がそんな大変な状況というのはなかなか理解できていない状況で、ただ単に閉鎖とか縮小とかいう話ばかりになってくると、先程C委員もおっしゃいましたけれど、何かすごくしょぼんとなってくるようなイメージで、滋賀県全体の魅力も損なわれていってしまうのではないかという危惧を持っています。また不満感ばかりが募って、大変な状況だから県民も一体となって自分たちも一緒に頑張ろうという意識まで何とか持っていくような工夫が併せて必要だろうなど。私も本当に小さなお店を経営しているのですが、その効率が悪くから、じゃ、パンを止めようとか、営業時間を縮小しようか、とかしていくと、結局店全体の魅力が損なわれて潰れていくことに繋がるということもよくありますので、その辺り、バランスということが必要になって来ると思います。

また、もう一つは内部への影響です。去年あたりから指定管理のことなども含めまして職員の方たちもすごく変わっていき、何とかしなければいけない、このままではいけないという思いを持っているんなことに取り組んでいる状況も見てまいりました。そんな中で廃止や縮小という方向がはっきり出ること、その思いの持っていく場ですが、どこにきちんと繋げていくのか、先程人的資産の話も出ましたが、そういった変わっていき、頑張っていこうという思いを持った人的資産をうまく繋げていって最終的に滋賀県全体を魅力あって活性化して、県民一人一人が誇りを持てるような県にもっていけるようなところにつなげていけたらいいなという思いを持っています。

指定管理に関しては、NPOなども最近指定管理で多く入ってくるようにもなっていて、5年後、あなたの期間が切れたらもう廃止ね、という方向が打ち出されたら、自分がNPOとして考えれば、県の言っていた協働というキーワードが若干宙に浮いてくるような、要らなくなったからバイバイみたいなイメージで、NPOはまだまだ脆弱なところが多いので、切り捨てられるような印象をどうしても持ってしまう。その辺り、人的資産とかソフト面の充実と合わせていろいろなことを併せてやっていかないと閉鎖だけでは事は済まないなということを大変強く思っております。

F委員： 施設小委員会の委員に入らせていただいて、その会議の中で常に考えていたのですが、先程D委員もおっしゃったように、いわゆる変革期ということの中で、当然見直すべきは見直すということですが、その都度、今後に向けてどうするのかということ常々思っております。17ページの施設の運営改善につきましても、それぞれびわ湖ホール以下、運営改善の必要性ということですが、結局、今までの流れの中、そのまま引き続けばなかなか施設改善はできない。具体的に言えば、なんでいくつかできた施設が、ハードがいるとかそんなところだけ施設が廃止に追い込まれて、その辺の中で、やはり運営方法、例えば県の中の縦割り行政の話ですね、隣接した施設がそれぞれ担当部局が違う、そのよう

な中でお互いに隣接しながら連携がないとか、もう一つはビジョンの問題で、今後もそれぞれの担当者に任せるということではなく、県として将来に向けてのビジョンを明確に示す、例えば先程の文化振興条例の件でもそうですが、県として文化の振興によって地域の活性化を図っていこうという明確なビジョンがあるわけですね。それをこういうような具体的な施設の改善の中でどうやってブレークダウンしてやっていくかと、それは組織を作ることが私は非常に大事だと、廃止はある程度必然性の中で考えられますが、廃止以外の施設については現状のこのままで担当部局ががんばりなさい、担当の施設ががんばりなさい、NPO、指定管理ががんばりなさいということではなく、今回、文化振興条例も作られた、特に、今回文化関係の施設も社会的な流れの中で、必然性があるのかもしれませんが、存続については明確なビジョンの中で、ただビジョンを示すだけではなく、県の中での具体的な組織体ですね、それぞれの施設を前向きに改善していく。例えば近代美術館は、近代美術館だけに任せるのではなく、行政の明確なビジョンを作って明確に方向性を示していただきたい。このまま行きますとまた10年後にはこの施設潰しましょう、この施設潰しましょうという議論がまた起こってくると思うんです。そういう意味では政治の役割は非常に大事だと思いました。

G委員： 提言の中で、施設は廃止しますとか、いわゆる止める方向で進んでいるのですが、ソフトなり、ノウハウ、スキル、人材的なものをどう活用してどうやっていくのかというのは提言の中に明確に盛り込まれていません。その辺は少し具体的に提言の中でもこうすべきだということを盛り込むべきかなと思います。もう一つは、団体の分類の中で、(4)の自立性の拡大というのは、公益法人化を目指してがんばりなさいと思えばよろしいのでしょうか。それと経営改善のところなのですが、3つの組織を見ますと、緑化と公社は県からお金も出ていませんし、資料から見る限りは黒字なんですよ。なぜ経営改善をしなければならないのか、文化財は分かりますが。それと(6)が微妙な問題があると思うのですが、基本的に新川先生のお話だと廃止すべきという流れの中で、こう中途半端な形で抜本的経営見直し残れるのが妥当なのかどうか、その辺が分かりませんが、3番目なんです、先程来出ているびわ湖ホールですね、これに全て事業団も含めて集約するというのですが、県のお金が11億円も流れている中で組織の中でも見直しが運営改善を図るといっているのですが、毎年11億円以上のお金を出していて運営改善が図れるのか。ホールとして今までやってきたのはあくまでも音楽関係とか、舞台関係ですね、それに対して今まで文化財とか文化というノウハウ、スキルを持った団体を吸収するというのは、僕らからすると違和感を感じます。むしろ逆にホールがどっかに行くべきような話であって、びわ湖ホールのフラグステータスとしてはわかりますが、財政的な面と今までの流れから見ますと、この文言は妥当性があるのかなと、ちょっと分からなかったのですが。

B委員： 提言案の8ページ、経営改善の緑化推進会、道路公社についてどんな経営改善で、なぜここに入っているかということでございますが、緑化推進会につきましては、緑の募金の活用をしておられるということで、事業的にいえばそうなんです、実際にその募金がどういう基準でどういう風に配分されて、どんなに有効に活用されているの、町内会で集めておられるわけですので、この辺りの運用の透明性も含めて、そのあり方そのものを根本から見直して欲しいという趣旨もあってここに掲げさせていただきました。それから

道路公社につきましては、有料道路を現在維持しておられまして、一定収益が挙がっておりますが、将来に向けて、例えば大橋一つ取りましても将来的には一定年数たてば、当然維持補修費等々含めて莫大な費用がかかってまいります。そういうことも踏まえてどんなあり方をするのがいいのか、建設費の所は今のところは十分ペイをしておるところですが、先々にあたって何をどう維持していくのかということを含めて考えていただかなくてはいけないという段階にきているということでございます。

抜本的経営見直しのところは、実は各事業とも、いわゆる企業の経営でいうと完全な仮死企業で、しかも資本も食い潰した状態でございます。しかし環境事業公社、造林公社、食肉も県としてこれまで積極的にイニシアティブを取って、これからの滋賀県の農林業あるいは産業の発展のために基盤を整えてきたということがございます。そういう従来の方針、それから法令等に基づいてやってきた活動というのが、今非常に大きな負担を県政にかけている、そういう状況が現に生まれてきているということで抜本的経営見直しという言い方をさせていただいております。

それからびわ湖ホールへの集約ということですが、ご指摘をいただきました文化振興事業団が主に経営しております施設そのものがそれぞれ老朽化してきていたり、あるいは施設としての利用状況その他も勘案をいたしまして、まずは各種文化施設をびわ湖ホールに集約することが施設面でいえば合理的だろうということで、それも踏まえまして団体としてはびわ湖ホールの持つておりますノウハウのほうに大きな蓄積がございますのでそちらの方に集約をしてはどうかということが、私どもの議論の経過でございます。

委員長： それぞれの団体や施設は、独自に運営されていますが、全体として連携であるとかその団体、施設の相談相手になって窓口でコントロールしていただいているのは、総務部の経営企画室さんという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 基本的には所管しておりますそれぞれの部になります。

委員長： 先程F委員がおっしゃったようなところを改善していこうと思うと、やはり県の中で横断的な、実際にやっていこうと思うと特別のプロジェクトチームか、横断的なワーキングチームを行政の中でお作りいただくことが必要なと私も思いますが、そのようなものは、この提言の中に盛り込むといってもなかなか難しいですね。

G委員： 先程言いましたように、具体的に横串のもの、我々から見ますと行政は縦がメインなので、今回は横串を入れてやるということですが、その後どうモニタリングするのかを提言の中に盛り込まないと、さっきのソフトなんかも含めてはっきりしなくなります。

委員長： 19ページの3のところ、もう少し行政の組織のあり方もこの見直しにあわせてきっちりした体制を作ってくださいよというようにですね。

C委員： 申し訳ないですけども、例えば市町にかなり投げかけたらかなり、全部断られていましたよね。

委員長： そうです。その場合は、もう廃止しましょうということですが。

C委員： 例えば、県立と市立が隣どうしということがいっぱいあると思いますので、もしも付け加えていただければ、全庁的ではなくて、全県的だろうと思います。もちろん県のお金のことを言うのですが、ひいては市町にも関わってくるのではないかと思います。だんだん合併で大きくなっている市は、多分同じ問題を抱えていると思いますので。

委員長： 市町も含めた全県的な見直しをする組織を作ってモニタリングしながらやっていたきたいとこういうことを3点目に盛りさせていただきます。それから、もう一つ気になっていたのは、先程のE委員のご意見の中で、こういったものを提言するにあたっては、まず前段で県の財政状態を皆さんに周知いただかないといけないということは入れる必要がないでしょうか。ご存知の上という前提になっているんでしょうね。

事前に事務局からいただきまして、4,930億円を493万円に置き直し、平成21年度の年収は493万円になりました。ピークの平成11年は、618万円ありました。へそくりが平成4年に149万円あったものが、今は34万円になっており、一方で、ローンが956万円と年収の倍にまで膨らみました、というように県の財政を個人の家計にたとえるように、真剣にみんなが受け止めていただいた上でこういう論議をしていただけるようなことが必要ではないでしょうか。

事務局： その件に関しましては、7月2日に緊急提言を頂きました。それは長期見直しに対しましてさらなる見直しなど、そういったことを含めて、その一つが、例えば今やっていただいております、公の施設や外郭団体も含めてなのですけれども、それ以外にも根本的に県として、どういう風にその財源不足に対応していくのかという検討を、今改めてさせていただいているところでございまして、トータルで、県の財政事情につきましては、これだけではなくて、改めて県民の方にわかりやすい説明をする必要があると思っております。ですから前提として、このためだけでなく、さらなる見直しを含めて県民の方に県の財政事情をご理解いただけるような説明は別途必要だろうと思っております。

E委員： その時に、この前もお伺いしたのですが、県の個別の案件だとなんとなく、家計にも置き換えていただいていると思うのですけれども、国全体でどれくらいの位置になるのですかと私も伺いました。今、大阪や夕張の例はみんなものすごくよく聞いて分かっていますので、そこと比べてどうなのか、どの程度くらい大変な状況なのかという方が説得力があるかなと。わかりやすいかなと思います。

事務局： 逆に言います大阪あたりはこれまでわりとざっくりしておられたので、潤沢なので、今改革が始まって目立っているというのはありますけれども。

E委員： 滋賀のほうが大変なんですね。

事務局： 例えば職員の人件費も大阪は昨年度あたりからカットしておられますけれども、県の場合は7年連続で給与をカットも続けておりますし、改革という面から言いますと、滋賀の方がずっと長く実施しております。そういったことも含めてご理解しえいただく必要があると思っております。

E委員： 滋賀の方が頑張っていてカットしているというのはあまり知られていないと思います。

知事： その辺が言葉が通じていないのです。ですから今のことをもう少し切実に申し上げますと、本当にもう絞り切って絞り切って努力をしてくれています。かつて10年前に6,000億円あった県の一般会計が今は5,000億円で1,000億円切っているわけですがけれども、それでもまだまだ足りない。義務的経費がかなり多いというのがございますが、私が就任した時に5,000億円全体で融通が利くと思っていたのですが、実は融通が利く経費というのは、あの当時3年前で350億円しかありませんでした。そのなかで150億円を切ってきたんですね。県が県らしさをもって、例えば教育にしる、文化にしる、福祉にしる、県とし

て政策経費でいけるのは、今は 200 億円しかないんです。それで来年またここはかなり切り込みを入れないといけない。

じゃ、5 千億円はどこに行っているのかということですけど、基本は給与、給与も学校の先生の給与です。1 万 8,000 人のうち 1 万 2,000 人は、学校の先生、2,500 人は警察官、行政職員は 3,500 人ですがこれもどんどんどんどん切っております。ここ 3 年で一割ほどですか。行政職員は切れるけれども学校の先生、警察官は直接サービスですから切れない、給与も。

それから後は義務的経費で特に福祉系のところ、これも皆さんの知らないところで介護保険とか、国民健康保険とか、医療費とか、義務であって、法令で、省令で準拠していますので県の融通が利かない。ところが逆に琵琶湖のように地域全体、それこそ国民的財産であるのに交付税もカバーできていませんから、これは県が独自で、そうすると琵琶湖なり環境なり文化のところは 200 億程しかない。というようなかなり切実な状況なんです。それで今回私もこれの削減で何億削減できるのと、見通しが欲しい、見通しがないと努力できないということで、担当の方に何億、どれだけ切れるかを求めておりますので、これは是非出してください。このあたり大阪はやり方がうまいなと思うのですが、あれだけ危機感を出して、実はこちらも危機感を出したいのですが、ある意味でテレビもマスコミも大阪中心なんですね。同じようなことをやっているのにテレビに出てこないんです。キー局もございませんし。それは橋下さんの方がインパクトがあるということもあるんですけど、そういう意味では大阪よりもきついというのが滋賀の情勢です。もう 10 年も前から切り刻んで切り刻んでいます。まして今年は法人税も落ち込みが大きいので、この法人税依存度が高い故に全国の中でも愛知と合わせて滋賀、三重が全国ワーストワンかワーストツーくらいになってしまって、このまま行くと夕張並みです。破産です。2、3 年以内に。ぎりぎりです。3 年前もそれに近かったんですけど、ますますもってきつい状態になっています。

これをどうやったら皆さんに伝えられるのか。

A 委員： 伝え方に、今いいアイデアがふと思いついたのですが、今まで提言をいろんな委員会で出させていただいた時に知事が委員長から受け取っておられるところは必ずテレビに放映されたり新聞に載ったりしますので、今おっしゃっていただいたことを提言に対する返礼という形でよくぞ言っていたいただきまして、実はこんなに苦しいのでそれを踏まえてというようなことをそこで言っていたら、そんなことはどこの都道府県も市町村もしていないはずですから、返礼をその場で言っていた方が、マスコミを使って。

知事： 同じように、よくぞ言いただきましたとかなり申し上げたんですが、新聞記事になってなくて、テレビにもなっていないので。

A 委員： 財政の前の時にもやはり記事にはなっていましたので、知事の思いの言葉をももちろんこれは練っていただいて、実は潰れそうなんですとはっきりいっていただくのもいいんじゃないかと思います。

知事： もう破産寸前です。そういう言葉をスパッと行って。検討しますでは全然だめですね。

委員長： 今度は、私ではなく知事がどうするか聞いて下さいと言って、新聞記者にそっちにってもらいます。あの時は、私の所へ、増税も含めて行革委員会が提言されたのか、増

税も知事にせよと言ったのかということばかりにスポットがあたってしまったので。

A委員： 一人で記者会見されたらいいじゃないでしょうか。

委員長： ちょっと時間もありますので、こちらの3人さん、まだご発言ありませんのでいかがでございますか。

H委員： 私は湖北地方の出身できているのですが、今、滋賀県内見てみましても経済も文化も気象条件等もみんな南高北低で北の方は厳しい状態です。それをそういう格差があるなかで今こういう改革をしますと、その受け皿になる市も弱いですし、指定管理の廃止となると格差がますます広がっていく、そういうことを住民の一人としては議論を聞きながら心配をしています。そして主婦ですので食肉というのがそれに入っていると今回初めて知ったのですが、この食の安全、経済性ももちろん大事ですけども、生活の基礎ですので、食肉にしろ何にしろ、指導と管理はどこまでも守っていただきたいなと感じました。

委員長： 最低限のセーフティーネットですね。

I委員： 今まで各委員の皆さんのご質問なり、小委員会の報告と示していただいた見解の内容については、概ね飲み込みましたので、賛成の立場で、ただもう一步ですね、敢えてお話をさせていただくと、今委員長さんを含め、前回の審議会でもまだ県の財政の悪さがよく分からないというお話があって、その手当がまったく事務局としてできていないのではないかとすごく感じます。本当に重点政策としてこれやりましょうと、そのほかの部分は我慢してもらいましょうというのをもっと前面に出してこういう論議をしていかないと、まったくもって文化にお金を注ぐことが悪いのかどうか、それを削るのがいいのかどうか、そんなことまでまだ疑心暗鬼をするような段階なので、もう少し県庁としても政策誘導であったりマネジメント、これは知事も含めて、マネジメントをしっかりとやらせないで県民は納得できないのではないかと非常に強く思っています。

併せまして先程審議会の話もありましたが、各種審議会に私もいろいろ出席させてもらっていますが、それはそこで各論でしか追求できてないんです。一方でいろんなご意見が出た時には、これは行革委員会が厳しいんでということで終わってしまったりするわけです。そういうのを含めて横串をどう入れるのかということのもしっかりと庁内で検討いただかないといけないのかなと。前回もお話しさせていただきましたけれども負の側面も含めてこのやるということがどういう風に繋がっていくのかということのしっかりと見えるようにして欲しいとお話ししたんですが、これは単に各部署のコメントがちょっと入っているだけで、ここの進め方がどうなっていくって、それが県民に与える影響がこうで、そのかわり県の財政としてはこうなっていくよという姿が見えにくいので、その辺をきめ細かく手当をしていただかないと、我々もこの委員会のメンバーである以上、そういう説明責任を負っていくのだと、ましてや委員長が冒頭お話しされたように全員が責任を負うという位置づけで審議をして欲しいというお話もございましたから、是非その辺の事務的な手続きであったり、庁内の体制であったり、そういうシステムの構築を今一度早期に作っていただいて、もう少し深く審議ができるようお願いをしたいと思います。

委員長： 本当に、財政の悪化の原因というのは、もう一つ分からないと言いましたけれども、原因はいろいろありまして、バブル崩壊後の景気対策等でハコ物をたくさん造りすぎた、そのツケ、その時に発行した県債だとかその後の維持のランニングコストが今響いてき

- ているんですが、そういう問題であるとか、あるいは滋賀県が税収として頼りにしてきたのが日本でも著名な大企業の工場でたくさんできたが、それが一気にこの同時不況で税収が前年対比 200 億から 300 億一気に減るように景気の波をものすごく受けやすい、そういう体質になっているということであるとか、あるいは地方交付税の大幅な減というものが、この地方交付税の計算の仕方というのがまたこれがややこしい計算の仕方、この辺も滋賀県は影響を受けやすい体質になっているのではないかと思うのですが。そういった物が全部集まってきて、今このような状況になっています。平成 8 年くらいからこれではあかんということであるような財政改革プログラムに取り組んで、それからずっと人件費など減らしてきておられるのは、先程知事がおっしゃったとおりなんですけども、しかしやはり義務的経費と言われる人件費、扶助費、公債費こういったものが圧倒的に 52%もあり、さっきの家計の話で公共料金が年収の 52%もあるのだからやってられないという話になって、その辺りはお説明いただく際にご苦労いただかなければならないことだと思います。前任者が悪かったという表現も使えないです。本当におっしゃる通りかなと思います。
- J 委員： 公の施設や団体についてですが、経営改善やコスト削減をすべきというのが数多く挙げられていたのですが、そのためにいったいどのような努力をされているのかということがあまり見えなかったもので、そういったプロセスを提示いただいて、このように努力をしたけれども赤字が出ているということを見せていただいてから廃止や縮小に踏み切っていたらと県民もまだ納得できる部分もあるのではないかという印象を受けました。もう一点ですが、施設や公の団体の削減や職員の方々の削減を進められていると思うのですが、そういった量的削減にはいつか限界が来るのかなという印象を受けていまして、量的な削減をしていった後にこれから財源がどうなっていくのかという点で私はすごく不安がありますので、そういった量的削減の後に何が見えるのかということをもう少しわかりやすく教えていただくと考えるきっかけになるのではないかなと感じました。
- 委員長： 各委員さんからご意見をいただきまして、お気持ちは、本当におっしゃっていただいたとおりかと思えます。具体的にこの提言書をもう少し直したらどうかということについては、先程ご提言がありましたように、見直しを進めるに当たって、全県的な市町も含めた組織、改革推進のための組織づくりをして、そこで十分検討し、なおかつモニタリングもやっていくことというような趣旨の言葉を一番最後につけてはどうかと、具体的にはそういうことかと思えますので、他に、それでよろしゅうございますか。
- D 委員： ご意見を伺っていると、やはりこの提言のベースになっている今の県の行財政の状況という問題について改めて提言の中でも、簡単でいいので触れた方がいいと思うんですね。従来の行革の流れとは少し段階の違うところにきていて、そういう状況を踏まえて外郭団体の場合も、施設の問題も一歩踏み込まざるを得なかったと、そうした方がいいという感じがするんですね。同時にこの委員会名で出した知事に対する提言書もそこに添付して、それを前段階とした上でこの提言書があるとした方が今日の議論を反映するという点ではいいのではないかと思います。
- 委員長： 今の北村先生のご意見は、2 ページ目の見直しの必要性の前段のところにも膨らませて書くか。それと先般の提言書をつけてそれを踏まえてこれがあるということにしましょうか。

E委員： 少しだけ、文言だけなのですが、2ページの指定管理者制度の導入のところ、「公募が行われる場合は」とあるのですが、指定管理は基本公募だと私は理解していますので、この書き方は非公募があるという前提の書き方になっていますので、「指定管理選定においては民間との競合が生じる」という方がすっきりするのではないかと思うのですが。

委員長： そうですね、ただスポーツ施設などの場合は、頭でもう体協に委託とか、若干そこしかできないというようなこともあるのかもしれませんが。

E委員： もしくは、公募に移行していく、公募が前提というようなニュアンスの書き方だけの問題ですね。

委員長： はい。ここは検討します。以上でよろしゅうございますか。それではもう一度繰り返しますと、今後の組織のあり方を見直すということと、前段に県財政の厳しさについての説明を入れるということと、今いただいた指定管理者制度導入についての文言を若干考えるということと、先般の提言も合わせてつけてもう一度ご参考としてお出しすると、そのようなところで最後まとめたいと思います。つきましては、もう一度みなさんにお集まりいただくのは大変かと思いますが、修正については新川部会長と北村小委員会委員長、ならびに私の3人に恐れ入りますが、お任せをいただきまして、今の意見を踏まえて修正をさしていただいて、また、委員の皆様には事務局からお送りいただくということで、そして、あと日程を調整してお盆明け、20日前後くらいになるんですか、時間をとっていただいて知事に提出を申し上げる、こういうことにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。(一同異議なし)

そういうことで第1号議案を終わらせていただきます。

(3) 次期行政改革の方針の策定について

委員長： それでは、次の議題に移らせていただきます。議題2、次期行政改革の方針の策定について事務局よりご説明をお願いします。

<事務局より資料4により次期行政改革の方針の策定について説明>

委員長： それでは今ほどご説明いただきました次期行政改革の方針の策定につきましてどなたかご意見ございませんか。

D委員： 先程委員長がおっしゃいました提言にもありますが、負担の問題を本格的に議論する時期だろうという気がします。分権一括法の改革の時に、基本的に住民税の個人所得割の制限税率を撤廃したわけでありまして、そこは大いに各自治体が見返りや負担を相談しながら考えていくということです。やはり個別の新しい新税というのは、税収では非常に限度がありますので、県の場合は、県の住民税の所得割のところを中心にしながら負担のあり方の問題について考えていく時期にある。このまま行きますと県が担うべきボトムラインみたいのところまでも切り込まざるを得ない状況になってきていて、それは避ける必要があって、当然そのためには、国と地方の財政関係の抜本的な見直しというのは非常に大事になってくるわけですが、政権交代がどうなるかわかりませんが、各自治体が独自

に市町村であれば、固定資産税と住民税でありますし、県であれば住民税など、そのところについて本格的に議論する時期であろうという印象をこの間の財政状況を見ながら感じますので、そこは是非、次の行革の際に議論をすべき問題ではないかと思えます。

委員長： やはりそこが今度の政権がどうなるかによって若干変わってくるでしょうね。

D委員： ただ、日本の戦後の税制を見ても国税のところで増税を政権の目標に掲げたときは一回もないんですよね。消費税を導入する時も所得税減税とセットですし、その意味では非常に日本の政治が変わらなければいけない局面なのですが、地方分権というならば、中央政府に依存するのではなくて、我々地方自治体のところで分権の実である基本的な税率の基本的なところをいずれ検討するべきだと思うんです。ご存じのように、欧米において、いわゆる OECD の国々で見ますと、税率が違い、基本的に同じところはないわけです。日本は基本的に基礎的な税である個人住民税はどこに住もうと税率は変わらないわけです。例えば、スウェーデンや北欧は、地方所得税一本ですけれども、住んでいる地域によって全然違うんですよね。若干調整しますが、それからアメリカやイギリスは州によって違うわけであって、歳出をまず決めて国からの補助金や料金を考えて、残った部分を課税ベースで割るんですね。そこで税率を決めるわけですから、分権というのであれば、その面では、税率の課税自主権というものを行使して、どの税率が望ましいのかということの本格的に議論する時期だと思います。

委員長： かたや消費税をある程度正面から本格的に議論されておられますし、かたやそこは完全に除外ですが、仮に消費税増税を何年か先にとり上げられたとしても、それによって地方交付税がどんどん増えるということにはまったくならないのかなと思えますし、やはり経済的には地方は地方で考えていくべきかなということですね。

D委員： 交付税は交付税として交付税財源をしっかりと制度をしっかりとすることはポイントなんですが、課税権を持っているわけですから、地方は。そこはいつまでも、例えばどこに住んでも同じ税率というのはないと思うんですよね。ただ、日本の場合、税率が違うのは、法人関係税で法人事業税や法人住民税で違うのであって、個人住民税という基礎的な税が同じだというのは、少し日本は特殊なんですね。固定資産税も若干違いますが、基本的に同じでありますし、そこは行政サービスの水準と地域性を考えながら我々が選択をして、それを議会が承認をするという時代にならなければ本来的な分権とは言えないのではないかと思います。

委員長： 話が大きくなりすぎますが、もう一つは、我々経済団体のほうでは、今回の選挙で道州制につきまして、きちっとマニフェストで各党にロードマップを示すようにということを中央の方で要望されていますけれども、やはり基本的な住民サービスは現行の地方自治体でやり、道路や河川、あるいは教育等については、広域的な州でやる、国は外交問題であるとか、日本の国全体にかかることに徹するというか、そういうところもある程度流れを踏まえた上で、ただ知事がおっしゃっておられるのは、いきなり道州制を言うのではなく、軽く広域連携から始めていったらどうかということを提言されているんですね。

知事： はい、ただ道州制は夢のような、地域を元気にして日本の未来夢プランというふうに経済界など言っているのですが、私は全く理解できなくて、知事会の中でも議論になっているのですが、そもそも道州制というのは都道府県廃止ですから、関西なら

関西州としてどこまで自治があるのか、地方自治体なら一つですから、まさに課税自主権とか、法令制定権とか、まったく議論されずに、ともかく関西が自立したら元気になる、あるいは九州が自立したら元気になるんだと、私は空想的道州制と思っているのですが。本当に今都道府県がやっている仕事を全部関西州にして大阪中心になって県としても自治がなくなります。教育はどうするのか、学校の先生の配置、警察はどうするんですか、環境保全はどうするんですか。産業政策はどうするんですか、雇用政策はどうするんですか。まさに文化はどうするんですか、福祉どうするんですか、何も見えてこないんです。単に空想道州制であるので、私は今責任を持つ立場としてそれには簡単に乗れませんと言って知事会では道州制慎重論という意見を出させていただきました。

この辺り、逆に次の行政改革の中でかなり根っこの議論です。今回自民党と公明党は近々道州制基本法を出すとマニフェストで言っています。それは都道府県を廃止が大前提になってきますからそんなに怖いことを1年や2年でやっていいのだろうかという大変な崖っぷちにいます。もう一方でこの行革の中で先程来言っていた滋賀県らしさ、滋賀のビジョンをどういうふうに出すのか。これも夢を持ちたいわけですよ。この施設の改廃から組織の改廃の中で、やはり滋賀らしさの夢を持ちたい。その夢を持ちたいということと、そこにドーンと道州制が来たら何も言えない。実は市町村合併よりも道州制の方が簡単なんです。市町村合併は市町議会の議決がないとできないんですが、道州制は都道府県議会の議決を要件にしてません。国の法律ひとつで決まってくる。ですから都道府県の方がそういう意味で自治体としては拒否権もなければ意思表示をするプロセスが法律にないんです。都道府県合併というようなことは、どうも多分地方自治法の最初から想定していなかったのが、想定外のことなので。ここはもう政治が道州制を言ったらドーンと動いてしまうので、その辺り本当に危機感を持っていただきたいなと思っております。是非この行革委員のみなさん、自民、公明が言っておられる道州制はどういうことなのか、民主の場合には、まずは分権、国の中に中央集権化し過ぎたものを都道府県と市町村に分権化してそれでできないところを広域連合でやって、それでも出来なかったら次は道州制の検討というふうにかなりステップを確実に書いていただいていますので、それは現実的だと、民主のマニフェストとインデックスは、現実的だというふうに申し上げます。この辺り、是非マニフェストを見ていただいて一字一句、本当に私たちの地元の未来そのものが関わってきます。かなり崖っぷちの議論を今回の道州制ではせざるを得ないと思っております。

委員長： 先程D委員からおっしゃっていただいた正に切実な問題もあるんですが、さきほどの議題1で何人かの委員からありました滋賀らしさや、滋賀の良さというものをもっと引き出すような、廃止するとか、縮小するということがばかりでなしに、限られた予算の中であっても、今、滋賀県こういうことをやっていったらもっと有効にお金を使えるのではないかと、というようなことも前向きに提言できればいいですね。ホント言うとこれを出すときにも厳しいからこれは辛抱してください、でも代わりにこういうことをしますからというセーフティーネットは必要なだけでも、ちょっと違うことでみなさんに喜んでいただけるようなことをセットで出すと、ちょっと企業人のせこい手かもしれませんが、できるといいなとさっき思ったんですが、次回そういうことも考えて。

C委員： 実は、予算がだんだんだんだん削減していくけれども、やはり研究なさっている方の発表の場をとということで結構私もいろんな提案をさせていただいています。もう予算なくてもいいんです、しますよと言っているのですが、県庁の仕組みの中で、県の職員の書いた者を無料である特定業者に頼むということができないらしいんですよ。競合相手がないから無理なんだと、必ず入札にしないと、とか、そういう問題とか結構あるんですね。ですからその辺のところ、随意契約とか契約の問題はやはり難しい問題があると思うのですが、民間の資金ではなしに知恵の移入だと思うんですよ。そういうところを行革というものは、県のそのような制度の見直しということも改めて変えていただかないと、本当にやるんだやるんだと言っている、あるどこかのところでガードを張ってしまうという部分があるのではないかなという気がいたします。その辺りのところをできれば合わせて次回お願いしたいと思います。

F委員： 行政改革ということで、県の方の考え方を変えるというような意見がありました。が、作ったときのコンセプトをいつまでも20年も30年も継続するというのではなくて、ある時に見直す。例えば、先程近代美術館の話がでましたけれども、近代美術館のあり方を収蔵のコンセプトを含めて見直す、それと例えば安土の考古博物館もそうですよね。やはり作ったからそのまま行くのだと、それで結果的にだめだから潰すというようなことは、これは私どもの会社は、公的な会社ですが、同じようなことが社内で起こっているのですが、ただ単に財政改革というのではなく、組織論も含めて、コンセプトの見直しも含めて行政改革を今後ともやっていければいいかなと思っています。

委員長： それでは、本件については今日結論を出すのではなく、只今いただいたご意見を参考にさせていただいて、今後、次の方針の策定に活かしてまいりたいと考えます。

(4) 専門部会の設置について

委員長： それについてはということで、次の議題3の方に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

<事務局から専門部会の設置について説明>

委員長： 只今事務局から専門部会の設置についてご説明がございましたけれども、いろんなご意見もあることですし、是非とも行政改革方針策定部会というものを設置したいと私も思います。いかがでしょうか。設置の方向でよろしゅうございますか。(一同異議なし) ありがとうございます。それでは行政改革方針策定部会を設置することにさせていただきます。部会の委員および委員長についてでございますが、設置要綱第5条第2項というところで、専門部会は委員長が指名する委員で構成すること、また第3項で専門部会には部会長を置き、委員長が指名するということになっております。従いまして後日、事務局とも相談をいたしまして、改めて私から委員および部会長を指名させていただきたいと存じますので、その節にはご協力を頂きますよう、よろしくお願いたします。

本日予定をしておりました議題は全て終了いたしました。最後に事務局から何かございますか。

<事務局より今後の予定について説明>

(5) 閉会

委員長： それでは閉会にあたりまして知事からの一言お願いいたします。

知事： 改めまして、9時から大変、3時間近くにわたる集中した資料の検討を経てご意見を頂きましてありがとうございます。改めてこの行革、皆様のご意見をお伺いして、どうしても県の行政の仕事は緻密にいかにかということとは、「てにをは」まで含めて整合性をもって議論をするんですが、なぜというところがどうしても不足しているのかなど。今日もお伺いいたしましたけれども、なぜ行革が必要なの、なぜそんなに滋賀県は財政的にきつい、これをやってどれだけの目標が達成できるの、そして、そもそも滋賀県らしさってどこにあるの、県はやはり、はがすだけではなく、はりつける、メリハリをつけなければいけないでしょ、ということも含めて、ずいぶん大事な議論をいただきました。いつもいつも私も反省をしているのですが、委員さんのなぜという感覚を忘れずに、そこを出発点にしながら、今回ご提言いただいたひとつずつの施設、あるいは団体を見ていまして、本当に40年、50年、滋賀会館ですと昭和29年以降、琵琶湖文化館も昭和36年以降、40年50年、戦後の滋賀県のまさに記憶、県民の皆さんの記憶を刻み込んだ施設でございます。そういうものを時代の流れの中で整理をさせていただくということは本当に大変な、ご意見、またある意味で抵抗、あるいは無念さ、残念さもあります。しかし、なぜというところ、こここのところは整理をさせていただかないと、本当に県そのものがもうぎりぎり崖っぷちの状態だということがご理解いただけるようにご説明していきたいと思っております。

それとやはり今までその時々、比較的余裕がある中で、ハードもの、それぞれの地域のニーズなどで造ってきたところがございます。それはそれでその時代のあるいは地域のニーズだったと思いますが、今こうなったときに、やはりハードは整理させてくださいと、しかし、先ほど北村先生におっしゃっていただきましたように、ソフトのところは確実に滋賀らしさを維持しながら、新たに力を入れていきたいと思っております。植林のアナロジーでいきますと、滋賀県として木をいっぱい植えて育ててきました。文化もそうです、環境もそうです、福祉もそうです。本当に先人の皆さんが滋賀らしさということで、小さくてもきらりと光る滋賀県を創りたいということで、木を植えて育ててきて30年、40年、50年、その中で全部を切ってしまうというのはあまりにも無謀です。でも間伐はせざるを得ないということで太い木を残しながら、それもハードだけでなくどちらかというソフトの木を残しながら間伐をさせていかなければいけない。本日のこの外郭団体および施設の見直しの提言は、ある意味で、太い木を残すために、滋賀らしさを残すための間伐のご提言ではないかと思っております。しっかり県としても受け止めさせていただいて、そしてそれを議会なり県民の皆さんに説明させていただく時には、まさになぜという点、そして未来を含めた形でわかりやすくご説明させていただきたいと思っております。

年内には県としての計画を策定させていただきますけれども、また、先程来ご議論いた

いただきましたように次期行政改革の方針の策定に向けての専門部会を設置いただき、検討を進めていただくことになりました。今後とも皆さんの大所高所、そしてそれぞれの現場からの生の声を聞かせていただきまして、つつい県庁の中で緻密に、まじめに詰めなければいけないというところにエネルギーを注ぎがちな私どもの仕事に対して、広く、また深くご意見をいただきたいと思っております。言葉は整いませんけれども、本当に今回の6千億を5千億に削ってもまだ不足があるという状態の中で、無念です。涙が出るくらいです。でもその中でやっぱり滋賀としてちゃんと滋賀のセーフティーネットを保ちながらですね、太い木を次の世代につないでいきたいと思っております。その時に是非とも今回の国政選挙の結果も踏まえてですね、滋賀県いらないんだ、道州制なんだというような意見がざっと流れてくるような動きになりましたらですね、そこは是非とも本当に滋賀はいらない、都道府県廃止でいいのか、そのあたりは確実にご意見をいただきたいと思えます。経済界を代表される大道委員長はたぶん道州制は賛成ということで政治的立場をお持ちだと思います。私自身は滋賀をお預かりする立場から、政治的には道州制は今の時点では慎重ということで意見を対外的にも言わせていただきたいと思えます。ただ県民の皆さんには、知事がそういうから、あるいは大道委員長がそういうからということではなくて、本当に自分たちの地域、未来、10年20年30年後にどういう地域にしていくのか、どういう行政サービス、どういう政治にしていくのかということを真剣にお考えいただきながら、都道府県いらないんだ、1,300年の歴史がある近江の国もいらないんだと、道、関西としてまとめたらいいじゃないかというご意見が強ければそれはそれで私は受け止めなければいけないと思っております。以上、少し立ち入った意見になりましたけれども、どうかここは皆さんとともによりよい滋賀、そしてよりよい県民の暮らしを創っていくために努力をさせていただきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

以上